

保育の必要性を証明する書類（２・３号認定の場合）

保育必要事由	提出が必要な書類	様式
就 労	・就労(内定)証明書（概ね３か月以内に発行されたもの） ※ 育児休暇から復職する場合は、復職日が記載されていること。 ※ 新たに事業を開始される方は、税務署へ提出した「個人事業の開業届出書」の写しを併せて添付してください。	指定 様式
妊 娠 ・ 出 産	・母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）	—
疾 病	・医師の診断書等 ※ 疾病の名称、療養期間、家庭で保育ができない旨が記載されていること。	任意
障 が い	・障がいの程度がわかる手帳または障害年金証書等の写し等	—
介 護 ・ 看 護	・対象者の介護保険被保険者証の写し(要介護度がわかる箇所)、 診断書もしくは障がいの程度がわかる手帳の写し	—
災 害 復 旧	・罹災証明書等	任意
求 職 活 動	・求職中であることがわかるもの(ハローワーク受付票等) ※ 起業準備の場合は、開業予定であることがわかるもの。	任意
就学、職業訓練	・在学証明書及び時間割(スケジュール)表等	任意
児童虐待、DV	・関係部署との調整により、市がその事由を判断します。	—
そ の 他	・保育が必要であると証明できる書類	任意